

住まいの耐震補強をしましょう

地震はいつどこで起こるか分らず、今後 30 年の間に震度 6 弱以上の揺れに見舞われる確率が、太平洋側で高いとされています。

平成 7 年の阪神・淡路大震災では、建物の倒壊による人的被害が発生しています。また、平成 23 年の東日本大震災や平成 28 年の熊本地震では、昭和 56 年

以前の木造住宅に大きな被害が出ています。

昭和 56 年以前の木造住宅には、耐震性の不足により、大きな地震で倒壊する可能性もあります。

そのため、住まいの耐震診断を受け、耐震性が不足している場合には、耐震補強・耐震改修工事を行いましょう。

～耐震診断から耐震補強までの流れ～

1

耐震診断を行う

耐震診断って何をするの？



建築士などの専門家に診てもらい、耐震性能の評価を受けて、耐震補強の必要があるか判定します。判定は、右図のような基準によって行われます。

住まいの劣化状況や問題など、耐震診断の結果を具体的に聞きましょう。

「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法による判定

◎	○	△	×
評点 1.5 以上	評点 1.0 以上 1.5 未満	評点 0.7 以上 1.0 未満	評点 0.7 未満
倒壊しない	一応倒壊しない	倒壊する 可能性がある	倒壊する 可能性が高い



※建築基準法で想定する地震力に対して、倒壊の可能性を示します。

2

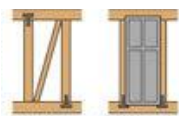
耐震補強設計を行う

耐震補強設計って何をするの？

耐震診断の結果に基づき、補強計画や工事の工程を立て、実施設計を行って耐震補強工事にかかる費用を算出します。

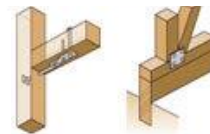
予算や工期、耐震補強後の耐震性能など、要望をしっかりと伝え、不安や疑問な点がないように、図面や写真により説明を受けましょう。

強い壁をバランスよく増やす



筋交い設置 構造用合板設置
強い壁を 1, 2 階同じ位置、
建物の隅に配置すると効果的です

柱・土台・梁・筋かいの
接合部分に金物を使用



羽子板ボルト設置 筋かいプレート

玉石基礎の場合、鉄筋コンクリート造の布基礎に
替えて、土台をアンカーボルトで締め付ける



玉石基礎

鉄筋コンクリート造布基礎

腐ったり、シロアリによる
被害のある部分を取り替える



3

耐震補強工事を行う

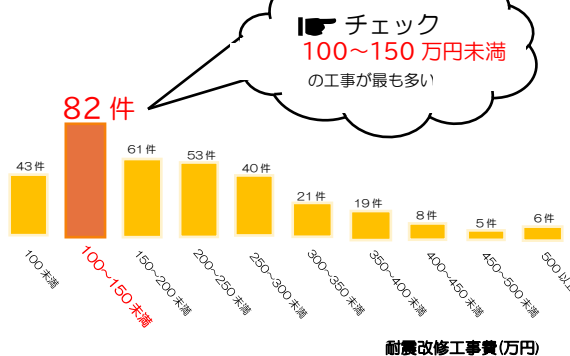
耐震補強工事って何をするの？



耐震補強設計に基づき、工事を行います。

耐震補強工事の内容をきちんと理解し、工事金額の見積りを確認したうえで契約しましょう。また、工事中的写真をしっかりと残してもらうようにしましょう。

耐震改修工事費の分布





耐震診断・耐震改修の費用を補助します 補強設計と工事をセットで最大 115 万

I 対象となる建物（次の要件をすべて満たすもの）

- ① 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築確認を受けて建築されたもの
- ② 自ら所有し、自己の居住の用に供するもので、地上階数が 2 以下のもの
- ③ 在来軸組構法、または枠組壁工法によって建築されたもの
- ④ 一戸建ての木造住宅
（店舗、事務所などの兼用住宅で、住宅部分の床面積が全体の 1/2 以上のものを含む）
- ⑤ 耐震改修の場合、耐震診断による判定の評点が 1.0 未満で、それが 1.0 以上に向上するもの

II 補助額および負担額（消費税は対象外）

- ① 耐震診断士を市が派遣するにあたり、2,000 円を自己負担
- ② 耐震改修は、補強設計と工事をあわせて行えば、工事費のうち 4/5 を補助（最大 115 万円）

III 申請者の要件

- ① 市税（市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税および国民健康保険税）の未納がないこと
- ② 過去に市から耐震診断士の派遣を受け、または木造耐震改修補助金の交付を受けていないこと
（耐震診断に関する補助金を受けた者が、その耐震改修工事に関する補助金を受ける場合を除く）
- ③ 暴力団員ではないこと、または暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと

IV 申請の手続

- 申請期間 【耐震診断】令和 7 年 6 月 2 日（月）～ 9 月 30 日（金）（土・日・祝祭日を除く）
【耐震改修】令和 7 年 5 月 15 日（金）～ 10 月 31 日（金）（土・日・祝祭日を除く）
※ 申請期間内であっても、予算額を超えた場合には、受付を終了します。
- 申請方法 申請書類を建築指導課に提出してください。
- 申請書類 5 月 15 日（金）から建築指導課窓口で配布します（市ホームページからダウンロードもできます）。

～地震から命を守るために～

地震による被害は、建物の耐震化で減らすことができます。独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）では、耐震改修または耐震補強の工事を行うためのリフォーム融資を行っており、満 60 歳以上の方は、「高齢者向け返済特例」が利用できます。【融資に関する問合せ先】住宅金融支援機構 [0120-0860-35](tel:0120-0860-35)
また、地震による家具の転倒も危険です。家具の固定などできることから、地震への備えを進めましょう。



【問合せ先】ひたちなか市 都市整備部 建築指導課（本庁舎 3 階）

☎ 029-273-0111（代表） 内線 1351～1354

【受付時間】午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
（土・日・祝祭日を除く）

